



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

○沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1

### 告 示

○土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 2  
○土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課）…………… 2  
○土砂災害特別警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 3

### 公 告

○都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催・2件（都市計画・モノレール課）…………… 3  
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4  
○開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所）…………… 4  
○開発行為に関する工事の完了（八重山土木事務所）…………… 4  
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（物品管理課）…………… 5  
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（物品管理課）…………… 6  
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課）…………… 8  
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課）…………… 9

### 選挙管理委員会事項

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 11  
○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額…………… 12

### 収用委員会事項

○公示による通知…………… 12

## 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第45号

#### 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「10,800」を「12,200」に、「8,900」を「10,100」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

**沖縄県告示第271号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
登又	中城村字登又及び字新垣のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊集(1)	中城村字伊集のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊舎堂	中城村字伊舎堂、字登又、字添石及び字泊のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
新垣	中城村字新垣、字登又、字北上原及び字南上原並びに宜野湾市野嵩一丁目及び赤道二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに中城村役場及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	地滑り

**沖縄県告示第272号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西原内間(2)	西原町字内間及び中城村字伊集のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに西原町役場及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第273号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊舎堂	中城村字伊舎堂、字登又、字添石及び字泊のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
新垣	中城村字新垣、字登又、字北上原及び字南上原並びに宜野湾市野嵩一丁目及び赤道二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに中城村役場及び宜野湾市役所において縦覧に供す	地滑り

る。)

**沖縄県告示第274号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
登又	中城村字登又及び字新垣のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊集(1)	中城村字伊集のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第275号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
西原内間(2)	西原町字内間及び中城村字伊集のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに西原町役場及び中城村役場において縦覧に供する。）

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和7年8月7日 午後7時開始
- 2 場所 南風原町立中央公民館2階研修室 南風原町字喜屋武236番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 南風原町字照屋、字津嘉山及び字山川の各一部について、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和7年7月31日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分及び臨港地区の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和7年8月8日 午後7時開始
- 2 場所 那覇市役所9階901会議室 那覇市泉崎1丁目1番1号
- 3 都市計画の変更の案の概要 那覇市港町1丁目及び港町4丁目について、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分、並びに同法第8条第1項第9号に掲げる臨港地区を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和7年8月1日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年12月11日 沖縄県指令土第882号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里桃原2062番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城330番地の1 パストラルハウス303 鈴木航平
- 5 検査済証番号 令和7年6月9日 第5000号
- 6 工事完了年月日 令和7年5月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年7月1日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月20日 沖縄県指令中土第675号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原東坂田原868番1及び869番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原202番地1 ディーフロイデ比嘉302号 大城祥子
- 5 検査済証番号 令和7年5月8日 C第704号
- 6 工事完了年月日 令和7年4月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年7月1日

沖縄県八重山土木事務所長 山 根 博文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年2月14日 沖縄県指令八土第36号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字真栄里宮鳥393番5ほか5筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市大里字古堅752番地1 株式会社丸浩重機工業 代表取締役 比嘉ルミ
- 5 検査済証番号 令和7年4月30日 Y第8号
- 6 工事完了年月日 令和7年4月7日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 電気自動車
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
  - (2) 営業年数が令和7年7月1日現在において3年以上であること。
  - (3) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (4) 従業員の数が令和7年7月1日現在において5人以上であること。
  - (5) 車両の売買に関し、過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との契約実績を有していること。
  - (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び労働保険をいう。以下同じ。）に加入する義務がある者については、これに加入していること。
  - (7) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者
  - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
  - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
  - (2) 4(1)の書類に虚偽の事実を記載した者
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書及び従業員数を示す書類
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び従業員数を示す書類
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近1年間の消費税及び地方消費税並びに都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 車両の販売に関し直近2事業年度以上の国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との契約実績を有することを証する書類
    - キ 社会保険等に加入していることが確認できる書類
    - ク その他知事が必要と認める書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄

県出納事務局物品管理課ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2148

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和7年7月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する電気自動車に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 電気自動車 10台

(2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。

(3) 納入の期限 仕様書による。

(4) 納入の場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和7年7月1日付け沖縄県公報定期第5326号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電気自動車に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 納入しようとする車両の性能等証明書並びに納入先近郊において点検整備等を実施する体制及び修理等を適切に実施できる体制が構築されていることを証する書類を令和7年7月18日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、仕様書に示す契約内容が履行できることを証明した者

ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを証明した者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 この公告の日から令和7年7月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそ

それぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和7年7月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページ

#### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年8月19日（火曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課入札室

#### 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

#### 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札

(9) 郵便入札用封筒に記載された入札件名又は商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札

(10) 入札書を封入した封筒について、封がされていない、又は封印の印影が入札書の印影と異なる封筒による入札

(11) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

#### 8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和7年7月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。

#### 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県出納事務局物品管理課

(2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

#### 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

#### 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 令和7年8月18日(月曜日)午後5時
  - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Electric Vehicle 10 units
- (2) DATE OF BIDS  
10:00 a.m. August 19, 2025
- (3) POINT OF CONTACT  
Property Management Division, Treasury Office, Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan  
Telephone: 098-866-2148

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 セキュリティ対策仮想基盤サーバ等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和7年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110(内線2472)
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和7年7月31日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日

を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日(火曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するセキュリティ対策仮想基盤サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 セキュリティ対策仮想基盤サーバ等(以下「仮想基盤サーバ等」という。)の賃貸借 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和7年7月1日付け沖縄県公報定期第5326号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるセキュリティ対策仮想基盤サーバ等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 仮想基盤サーバ等に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した障害対応業務体制証明書を令和7年7月31日(木曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出した者

ウ 納入しようとする仮想基盤サーバ等の機能等証明書を令和7年7月31日(木曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該仮想基盤サーバ等を納入の期限までに納入することができることを証明した者

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度の認証を取得している者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和7年7月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和7年7月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和7年8月12日（火曜日）午後1時30分
  - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を令和7年8月8日（金曜日）午後3時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和7年7月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和7年8月8日（金曜日）午後5時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和7年8月8日（金曜日）午後5時
    - イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
  - ア 日時 令和7年7月3日(木曜日)午後1時30分
  - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Names and Quantities of the Article to be Leased
  - Name:Lease of Integrated Security Measures Virtual Infrastructure Servers
  - Quantity:1 Complete Set
- (2) Bid Opening
  - Date and Time:13:30 on Tuesday, August 12th, 2025
  - Place:Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) How to Submit the Bid Document
  - Submit the bid document to the Handling Division mentioned below by 17:00 on Friday, August 8th, 2025
  - In case of submitting the bid document by postal service, the bid document must be delivered to the Handling Division by 17:00 on Friday, August 8th, 2025
  - \* The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.
- (4) Handling Division
  - Organization:Accounting Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ
  - Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
  - Phone:098-862-0110 (Ext. 2242)
  - Office(Window)hours:8:30a.m-5:00p.m.

## 選挙管理委員会事項

**沖縄県選挙管理委員会告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和7年沖縄県選挙管理委員会告示第17号は、廃止する。  
 令和7年7月1日

沖縄県選挙管理委員会  
 委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,523
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,014
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,037
うるま市選挙区	33,378

沖縄市選挙区	37,400
宜野湾市選挙区	26,354
浦添市選挙区	30,589
那覇市・南部離島選挙区	87,883
豊見城市選挙区	17,003
島尻・南城市選挙区	36,511
糸満市選挙区	16,126
宮古島市選挙区	15,316
石垣市選挙区	14,752
国頭郡選挙区	17,877
中頭郡選挙区	41,816

**沖縄県選挙管理委員会告示第25号**

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成28年沖縄県選挙管理委員会告示第6号）の全部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年7月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

**選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額**

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - (5) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円
  - (6) 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
  - (7) 茶菓料 1日につき1,000円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - (1) 基本日額 10,000円
  - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ第1項第1号から第4号までに掲げる額
  - (2) 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき20,000円
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額
  - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
  - (2) 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき20,000円
  - (3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき20,000円
  - (4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

**収用委員会事項**

**沖縄県収用委員会告示第43号**

収用しようとする土地 南城市玉城字喜良原喜良原402番

土地所有者 土地登記簿表題部所有者亡古波藏東輝法定相続人二男亡古波藏東孝法定相続人 古波藏清美  
アメリカ合衆国カリフォルニア州デイリー市シンプソン通り22番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

市道喜良原新里長作原線裁決申請等事件その2に係る令和7年6月20日付け審理の開催についての通知書（注意）上記書類を受領しないときは、令和7年7月22日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和7年7月1日

沖縄県収用委員会

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1